

TOHO GLOBAL REPORT

とうほうグローバルレポート

2025 年9月号

Contents

▶ベトナムの工業団地②

ベトナムレポート：法人コンサルティング部
(前ベトコムバンク駐在) 若林 遼

▶いまホットな「VNeID」について解説します！！

CHC-TAX CONSULTING CO., LTD.
General Director 千野 義明氏

▶タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)



すべてを地域のために

東邦銀行

本レポートに掲載されているデータや資料は情報提供を目的としたものであり、当行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成したものではありません。その正確性、確実性を保証するものではありません。具体的に法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談くださいますようお願い致します。

ベトナムレポート

「ベトナムの工業団地②」

法人コンサルティング部 若林 遼
(前ベトナムバンク駐在)

1. はじめに

前号ではベトナムにおける工業団地の種類についてお伝えしました。本号では特に日系企業の進出が顕著な工業団地について、北部、中部、南部に分けて特徴を紹介するとともに、今後注目されるエリアや留意点についてお伝えします。

2. エリアごとの説明

【北部エリア】ハノイ近郊～バクニン・ハイズオン・ハイフォン

北部は政治・行政の中心であるハノイを擁し、道路・港湾・空港といったインフラ整備も進んでいます。特にバクニン省やハイズオン省、ハイフォン市では、日系及び韓国系の大手製造業が集積しており、日本企業向けの管理が行き届いた工業団地が複数あります。



<北部拡大図>

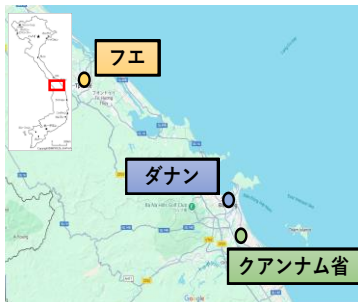


<タンロン工業団地>

代表的な工業団地	地域	主な進出日系企業
タンロン工業団地(住友商事系) 日本ハイフォン工業団地(野村證券系) ダイアン工業団地(非日系外資) クエボ工業団地(現地民間系)	ハノイ市 ハイフォン市 ハイズオン省 バクニン省	キャノン、パナソニック、デンソー、TOTO、ヤマハ コクヨ、フジモールド工業、柳川精工 ニッセイエコ、対松堂 RP 東プラ、斎藤塗料

【中部エリア】ダナン～クアンナム・フエ近郊

中部はまだ日系企業の進出は限定的ですが、ダナン市を中心とした都市インフラの整備が進んでおり、進出・拡張が増えています。特にIT・ソフトウェア開発や観光業との連携見据えた複合開発型の工業団地の整備が進行中です。



<中部拡大図>



<ホアカイン工業団地>

代表的な工業団地	地域	主な進出日系企業
ホアカイン工業団地(現地民間系) サイゴン・チャンマイ工業団地(現地民間系) ディエンナム・ディエンゴック工業団地(〃)	ダナン市 フエ市 クアンナム省	マブチモーター、エースコック 中本パックス 長谷川工業

【南部エリア】ホーチミン～ビンズオン・ドンナイ・ロンアン

南部はベトナム最大の経済圏であり、ホーチミンを中心に多くの企業が集積しています。特にビンズオン省やドンナイ省には、多くの日系企業が進出しており、日系のディベロッパーによるサービス水準が高い工業団地が多い点が特徴です。



<中部拡大図>

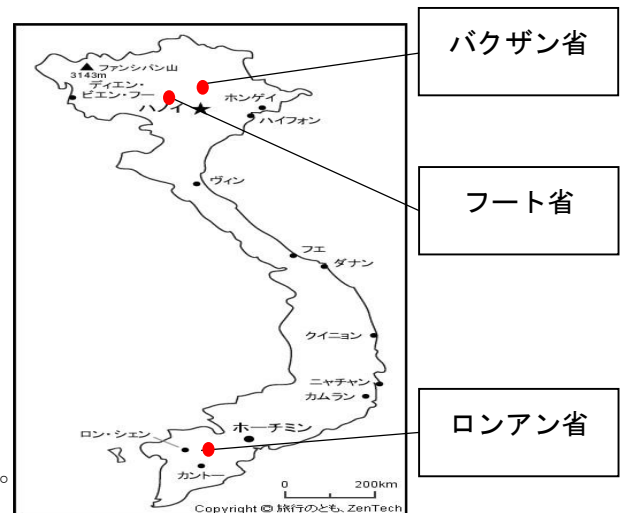


<タントゥアン工業団地>

代表的な工業団地	地域	主な進出日系企業
タントゥアン工業団地 (現地民間系) タンビン工業団地 (現地民間系) VSIP1 & VSIP2 (非日系外資) ロンドゥック工業団地 (日系) アマタシティ工業団地 (伊藤忠商事系) ロンハウ工業団地 (現地民間系)	ホーチミン市 ホーチミン市 ビンズオン省 ドンナイ省 ドンナイ省 ロンアン省	永大化工、秋葉ダイカスト工業、大同工業、JUKI 東洋アイテック、中農製作所 TANOI、タカコ、三進化学工業、TPR、オムロン、ユウワ LIXIL、テルモ BCT、パラマウントパッド 資生堂、ブラザー、ハウス食品、タイガー魔法瓶 タツモ、紀和製作所、日章アステック

3. これから注目されるエリア

近年、フート省（北部）やロンアン省（南部）の工業団地など都市中心部からやや距離を置いた地域でも、開発計画が進行しています。特にホーチミン市とメコンデルタ地域を結ぶ物流軸上に位置するロンアン省では、土地コストの優位性や政府による投資優遇措置を背景に、次の投資先として注目されています。また、バクザン省などの北部の新興エリアにも新規開発が進められており、日系企業にとって新たな選択肢となりつつあります。



4. 最後に

今回はエリア別の工業団地の特徴や日系進出企業をお伝えしました。ベトナムでの事業展開にあたっては地域によるインフラ格差、労務管理、人件費上昇、通関制度の違いなど、事前に把握すべき事項も少なくありません。また、工業団地ごとに規制やサポート体制が異なるため、現地情報に精通した専門家のサポートを受けることが望ましいでしょう。今後もベトナムへの日系企業の進出は続くと見られ、戦略的な立地選定と現地との信頼関係の構築が成功の鍵となります。



【第 6 回レポート】今ホットな話題「VNeID」についての解説です！！

こんにちは。CHC-TAX コンサルティング代表の千野義明です。

今回は、2025 年 7 月より一部の外国人にも登録が義務化された「VNeID（ベトナム電子身分証明）」制度についてお届けいたします。現在、VNeID に関しては制度の過渡期にあり、情報が錯綜している状況ですが、本レポートでは、以下の観点から最新の公式発表および実務上の視点に基づき、整理してご紹介いたします！！

- どのような外国人に VNeID の登録が必要なのか
- 登録の目的および背景
- 登録していない場合の罰則・不利益
- 実務上の課題と現時点の解決策

外国人にも関係のある重要な制度であり、今後、行政手続き・法人運営・銀行対応など幅広い場面で影響が予想される VNeID 制度について、制度の概要から実務への影響まで、できる限りわかりやすく解説いたします。ぜひご一読ください。

【そもそも VNeID ってなんなの??】

VNeID（ベトナム電子身分証、Vietnam Electronic Identification）は、ベトナム公安省が提供する国民向けのデジタル身分証明システムです。以下のような役割と機能があります。

目的：国民の身分情報のデジタル化、公的・行政手続きのオンライン化促進、デジタル社会構築の一環として、個人・法人の識別を目的としております。

【どんな事ができるようになるの??】

デジタル ID としての本人確認→ 各種行政手続きや金融機関での本人確認の利用が可能に。

電子公共サービスの利用→ 医療保険、税務、住民登録、運転免許の確認などがアプリ上で可能。

身分証の代替として利用可能→ 紙の身分証や運転免許証の携帯が不要になることを目指している。

顔認証や QR コードでの認証→ 公共サービスの窓口でも、スマホを提示するだけで本人確認が可能に。

【現時点において取得する必要がある外国人】

以下のいずれかに該当する外国人については、VNeID の登録が必要とされています：

- 1, 企業の法的代表者（社長・会長など）
※ この場合は投資ライセンスに記載されている方を指します
- 2, 在留カード（レジデンスカード）を保持し、オンライン行政手続きが必要な者

【必要な資料】

パスポート（原本）、在留カード（レジデンスカード）、電話番号（ベトナムの番号）、顔写真

【罰則について】

2025 年 8 月時点で、VNeID の未登録そのものに対する直接的な罰則（罰金など）は、法令上は明確に定められていません。

【実務上の課題】 代表者が日本本社の社長であるケース

日系企業において、法的代表者が日本本社の社長であり、ベトナムに在住していないケースがしばしばあります。この場合、VNeID 登録には以下のような対応が求められます。

解決策①：本社社長がベトナムの在留カードを取得

労働許可証の取得 → レジデンスカード申請 → VNeID 登録の順に進む

レジデンスカード取得時には 5 営業日（最短）パスポートを公安に預ける必要があり、安全を見て 10 日前後のベトナム滞在が必要となるため、多くの日程を拘束されてしまう。

解決策②：投資ライセンスの変更（代表者交代）

- ・ 現地駐在者を新たな法的代表者として登録
- ・ 投資ライセンス変更には 1～2 か月程度の期間が必要

解決策③：代理での VNeID 登録は可能か？

- ・ 現時点では未確定。公安省からの公式指針待ち。

【まとめ】

VNeID は、ベトナムのデジタル社会化を支える重要な制度であり、今後行政・ビジネスの多くの場面で活用が進むと見込まれます。特に法人代表者や長期駐在者は、早めの対応と最新情報の把握が不可欠です。

CHC-TAX では VNeID の登録のサポートサービスをご提供しております。どうぞお気軽にご相談ください。

企業概要

- ◆会社名 CHC-TAX CONSULTING CO., LTD.
- ◆所在地 15th Floor, Tower C, Central point Building, 219 Trung Kinh, Yen Hoa, Cau Giay District, Ha Noi City
- ◆従業員数 15 名 ベトナム税理士・公認会計士 6 名
- ◆サービス内容 会計/税務/経営コンサルティング/投資サポート など
- お問い合わせ <http://chc-tax.com/> メールアドレス chino@chc-tax.com

タイ会計税務関連最新情報アップデート
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回はAsia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) より、タイの会計税務関連についての情報をお届けいたします。

1) 失業給付の改正案について

2025年5月6日付の閣議にて、社会保障法第33条 (Section 33 of the Social Security Act B.E. 2533) に基づく被保険者が、解雇により保険資格を喪失した場合の失業給付の給付率を引き上げる改正案を承認しました。

現在、2004年に施行された失業給付の基準および給付率に関する省令 (the Ministerial Regulation on Criteria and Rate of Unemployment Benefits B.E. 2547) 、解雇により社会保障法第33条の被保険資格を失った場合、日給の50%が失業給付として支給されていますが、現在の経済状況下では、基本的な生活費を賄うには不十分な場合があるとの見解から、給付率が「解雇による失業時の日給の50%」から「解雇による失業時の日給の60%」への引き上げられます。

計算の基礎となる給与（月額1,650THB以上月額15,000THB以下）及び給付期間（1回の失業給付の請求につき最大180日）については、変更はありません。

詳細は [Tax-ez](#) をご参照ください。

2) タイ赤十字社または医療・公衆衛生財団への寄付に対する税制優遇について

2025年5月8日、歳入局は、e-Donationを通じて、タイ赤十字社または医療・公衆衛生財団へ寄付を行った場合の税制優遇措置を公示しました（歳入局公示No. 54）。2025年3月24日に公示された免税に関する歳入法典に基づく勅令（第795号）に基づくものになります。

※e-Donationとは、歳入局が開発したシステムで、法律で定められた対象の教育機関、宗教施設、医療機関、公益団体、その他の寄付受領機関の寄付情報を管理するためのものです。

これにより、税金還付を迅速に受けることが可能になります。（e-Donation公式ページ）

■税制優遇措置

①現金もしくは資産を購入して寄付した場合

寄付者	対象	税制優遇措置
個人	現金のみ	寄付額の2倍が課税所得から控除可能 ただし、当該経費および控除後の課税所得の10%を超えない額
法人	現金及び 資産購入	寄付額の2倍が課税所得から控除可能 ただし、法人税控除前当期純利益の10%を超えない額

②個人及び法人/パートナーシップの保有する資産もしくは商品を寄付した場合は、所得税・VAT・特定事業税・印紙税の免除

■対象期間

2025年1月1日～2027年12月31日

詳細は [Tax-ez](#) をご参照ください。

3) 土地及び分譲マンションの登録手数料の軽減措置について

内務省は、2025年4月22日官報にて、住宅の所有を希望するタイ国民の負担軽減を目的とし、「住宅、商業用建物、または住宅もしくは商業用建物が併設された土地である不動産について、土地法に基づく権利および法律行為の登録料の徴収に関する告示」「分譲マンションについて、分譲マンション法に基づく権利および法律行為の登録料の徴収に関する告示」を掲載しました。

■対象

700万バーツ以下の居住用不動産またはコンドミニアムユニットの購入

■対象者

タイ国籍を有する個人のみ

■軽減措置

不動産譲渡手数料：2%から 0.01%へ軽減

不動産抵当権設定手数料：1%から 0.01%へ軽減

■施行期間

2025年4月22日から2026年6月30日まで

[詳細は Tax-ez をご参照ください。](#)

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援
機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

東邦銀行の海外事業に係る取組み

○海外銀行や業務提携先と連携してお客さまの海外事業を強力にサポート致します。



お客さまを取り巻く環境

国内市場の成長鈍化

▶ 国内での大きな売上拡大チャンスが減少

アジアなど新興国の市場拡大

▶ 平均年齢も若く、今後も市場成長が期待

お取引先の海外進出

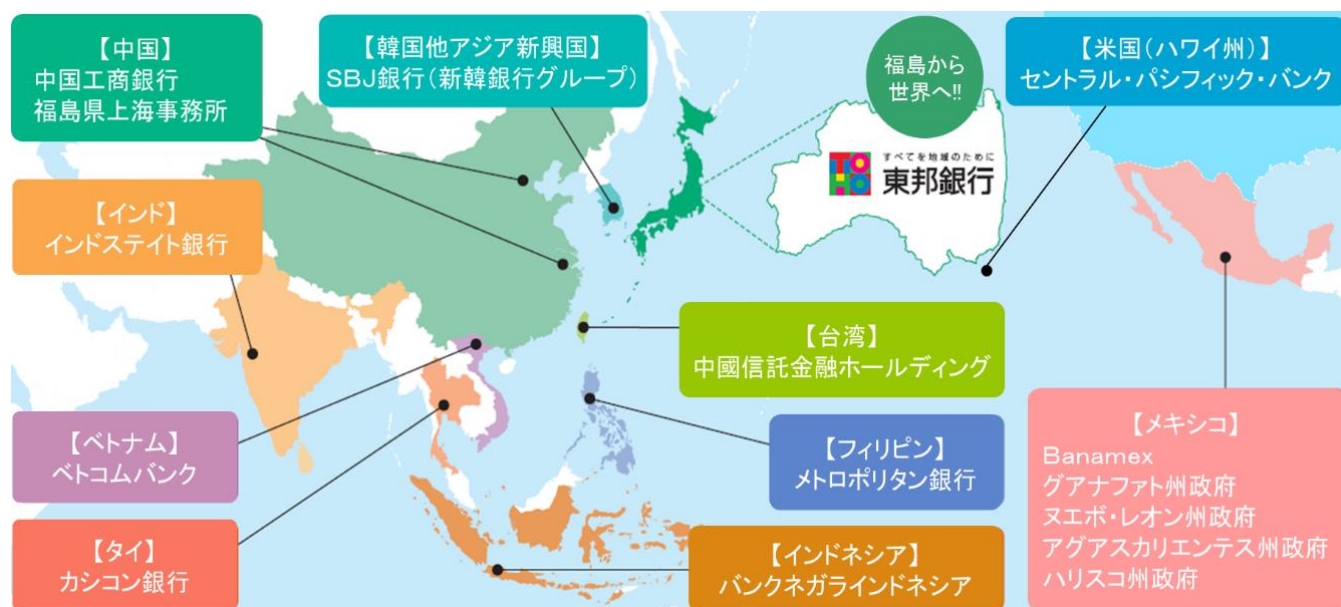
▶ お取引先との更なる取引拡大の機会

海外事業の様々なニーズ



グローバルネットワークと豊富な情報力で
海外事業の様々なニーズにお応えします！

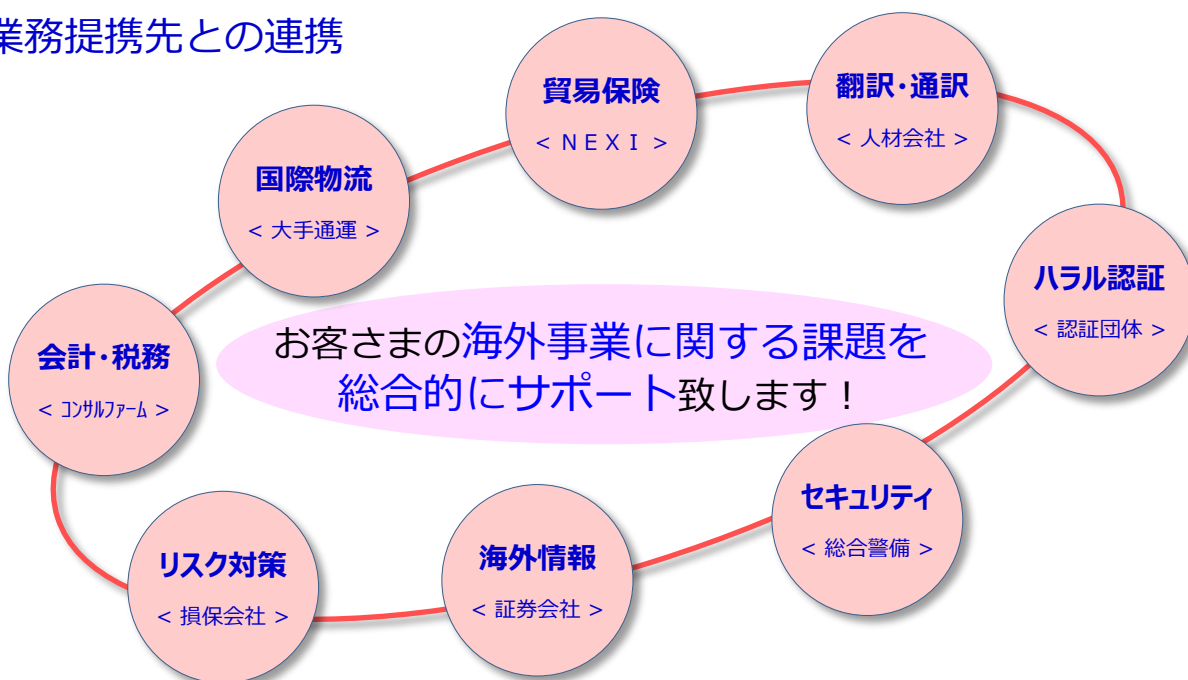
東邦のグローバルネットワーク



具体的なサービス内容

外国為替 サービス	貿易（輸出・輸入）取引	海外進出支援 サービス	海外進出の支援・アドバイス
	外国送金・外貨両替		資金調達に関するご相談
	外貨の運用・為替ヘッジ		業務提携先のご紹介

業務提携先との連携



外国為替・海外事業支援の事例

	ご要望・課題	ご提案内容	効果・費用
CASE 1	恒常的に外貨での支払がある。取引の都度、為替変動の影響を受けており、対策したい。	為替予約、クーポンスワップによる外貨レート固定化	為替変動を軽減 事業収支が安定化
CASE 2	自社商品を海外へ販売したい。ニーズやバイヤーの反応が知りたい。	海外商談会への出展	タイ、ベトナム、中国の商談会等への出展 現地の反応を確認
CASE 3	海外での事業展開が軌道に乗ってきたので、事業を拡大したい。現地での資金調達を検討中。	JBIC(国際協力銀行)や現地大手銀行との連携 現地通貨建ての資金調達	親会社からの財務面での独立 為替リスクの軽減



すべてを地域のために

東邦銀行

サービスに関するご相談につきましては、お取引店にお問い合わせください。